

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）

に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果

Ⅱ 廃棄物対策に係る監査結果について

Ⅱ - 1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

1. 環境事業所における普通ごみ等の収集運搬業務等について

（４）粗大ごみ収集業務について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ア. 委託費（収集車両台数の削減）について【収集業務課】（報告書 P94） 1 日・1 台当たり収集量がいずれも 1t 未満である。この点については、粗大ごみは嵩張るため、実際に収集できる量は最大積載量より少ないことは事実であるが、使用している 2t 車の容量に相当の余剰があるものと考えられる。また、月報によると、収集終了時刻はほとんど午前中であることから、一般ごみ（可燃、不燃・有害、資源）収集運搬業務と同様に、収集車両台数の削減の余地が大きいものと考えられる。 さらに、地区別にみると、若葉区・緑区については、他の 2 地区よりも明らかに 1 日・1 台当たり件数及び収集量が少ない。若葉区・緑区は面積が広く、他の区よりも移動に時間を要するであろうという不効率性を考慮しても、他の 4 区と比較して収集車両数の見直しは可能であるものと考えられる。 仮に、1 日・1 台当たりの収集回数を 1 回とし、収集量／容量を 75%とすると、現在の市全体の 17 台から 9 台まで車両数を削減することが可能であると試算することができる。一般ごみと同様に、車両数の削減を見込むことができる。その場合は、現在の委託料の 1 台あたりの単価（年間 797 万円）を維持したとしても、委託料は年間 1 億 3,563 万円から 7,180 万円と算定することができ、委託料を 6,383 万円、削減することができることになる。このように収集車両台数の削減余地が生じている理由としては次のことが考えられる。すなわち、収集業務課では、直営から外部委託に切り替える	平成 27 年 4 月の若葉区・緑区の粗大ごみの直営から委託への切り替えに際しては、車両を 1 台削減して委託しているほか、平成 29 年 4 月の花見川区・稲毛区の契約更新時に見直しを行い、車両を 1 台削減した。 平成 30 年度からの収集運搬業者を選定する入札（中央区・美浜区、若葉区・緑区）を平成 29 年 10 月に実施した。その際、業務量の変動や車両削減の余地等を月次報告書及び清掃施設の搬入記録等を基にしたモニタリングなどにより検討した結果、作業時間を考慮し、車両台数は現状維持することとした。

際に、電話受付を委託している業者からの月報により過去の件数等のデータを把握していた。それにもかかわらず、これを役立てていなかったことが挙げられる。その結果、直営の際に使用していた車両数を業務委託による粗大ごみの収集に移行するに際して見直すことなく、そのまま引き継いでいるため、粗大ごみ収集作業車両の数が過大となっているものと考えられる。

以上のことから、粗大ごみ収集運搬業務委託について、ごみ収集車両の台数を削減することにより、委託経費を削減することが可能な状況にあるため、月報のデータを分析するなどして適正な収集車両の台数を検討されたい。